

喜多方市常勤医師応援事業補助金の概要

令和7年4月1日

市内の地域医療体制を維持するため、市内の病院・診療所に常勤医師として勤務した者で下記の条件を満たす者に対し補助金を交付します。

なお、喜多方市医師確保支援事業補助金については、令和5年度で終了しました。

補助金の交付対象者

◆次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 常勤医師として市内の医療機関に勤務し、5年以上継続して勤務する意思があること。
(歯科医師を除く)
- (2) 常勤医師として勤務した日において、年齢が50歳以下であること。
- (3) 常勤医師として令和6年4月1日以降に勤務し、かつ勤務した日から起算して1年を経過していること。
- (4) 市内に住所を有していること。
- (5) 市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。

※医療機関とは医療法に規定する病院もしくは診療所（公衆のため医療を行う場所に限り）

※常勤医師とは1医療機関に週32時間以上勤務する者

ただし、下記の事項に該当したする場合は、交付対象外となります。

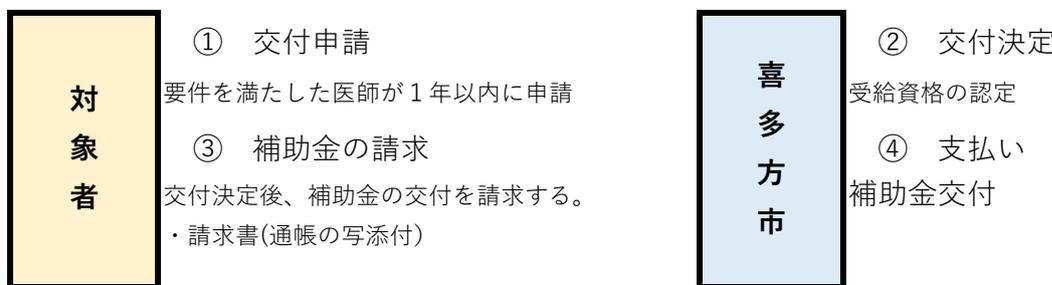
- ・ 本補助金と目的が重複する市の他の補助金の交付を受けている場合

補助金の額等

◆補助金額 100万円（1人につき1回限り）

◆申請期間 要件を全て満たした日から、1年を経過する日までの間

申請から支払いまでの流れ・提出書類



※交付対象の要件を欠いた場合は、補助金の一部返還を求めます。

交付後5年以内に退職もしくは市外へ転出したなど要件を欠いた場合、100万円を月割り（60か月）にして、勤務した月数分を交付金額とし、100万円から交付金額相当分を差し引いた額について返還を求めます。

◆問い合わせ 喜多方市保健福祉部保健課地域医療推進室 TEL0241-24-5224